

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 26 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780480

研究課題名(和文) 公教育としてのオルタナティブな教育機関の制度的条件に関する日米比較研究

研究課題名(英文) A Comparative Study on the Conditions of Alternative Education Institutions in a Public Education System between Japan and the United States

研究代表者

後藤 武俊 (Goto, Taketoshi)

東北大学・教育学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：50451498

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本における不登校児童生徒を対象とした教育課程特例校の設置に至る政策動向の分析と、当該特例校のカリキュラムおよびその所在する自治体の不登校対策について比較研究を行った。また、不登校対策において行政と民間が効果的に協働している福岡市の事例について組織間関係論の観点から分析を行った。さらに、米国のスモールスクール運動を牽引した人物の一人であるリンダ・ダーリン＝ハモンドの業績について分析を行った。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed the political process in which institutions having especial curriculum for school non-attenders became possible to be settled in Japan, and compared the curricular and other measures for those students among some local governments having those institutions. Also, it analyzed the example of effective collaboration between public and private sector in the process of the measures for school non-attenders in Fukuoka city. Finally, I analyzed the accomplishments of Linda Darling-Hammond to clarify the background of small school movements in the United States.

研究分野：教育政策

キーワード：オルタナティブ教育 不登校 教育課程 スモールスクール 協働 ネットワーク

1. 研究開始当初の背景

日本では、1997年以降現在に至るまで、常に毎年10万人以上の不登校児童生徒が存在する状況にある。こうした児童生徒に対し、通常の学校とは異なる学びの場を提供してきたのが、民間のフリースクールや、自治体の設置する教育支援センター等の教育機関である。

現在、これらの教育機関は全国的に数多く設置されているものの、そこに通えている児童生徒の数は全体の2割程度にとどまっており、依然として多数の児童生徒が有効な学習機会を得られずにいる状況にある。このことは、これらの教育機関における教育実践やカリキュラムに工夫・改善の余地があることを示すとともに、これらとは別の、新たなタイプの教育機関の開発が求められていることも示している。

他方、米国では、スモールスクールやチャータースクールが公立の範囲内における選択制の学校として設置され、既存の公立学校を忌避する子どもたちに多様な選択肢を提供してきた。現在、これらの学校は、教育の民営化を過度に推し進めるものとして厳しい批判にさらされているが、初期の取組では、こうした学校でのオルタナティブな教育実践や教育評価法（「本質的な問い」に基づく授業開発やポートフォリオ評価など）が通常の公立学校に対して新たな実践のモデルを提供してきた。

こうした米国の状況に鑑みるならば、日本においても、フリースクールや教育支援センターが新たな教育実践開発の場となり、両者が効果的な協働関係を結ぶことで、公立学校の改善がもたらされるのではないかと考えたことが、本研究開始当初の背景にあったものである。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、日米におけるオルタナティブな教育機関の制度上の特質と、それを取り巻く制度環境との相互作用のメカニズムを比較検討し、日本においてオルタナティブな教育機関が公立学校の改善を導く実践の場として位置づけられるための制度的条件を明らかにすることを目的とした。

具体的には、オルタナティブな教育機関のカリキュラム上の特徴を明らかにするとともに、こうした機関が教育委員会や学校、教育支援センター等の公的機関とどのようなネットワーク（サポート体制）を築いているのか、また、そうしたサポート体制に民間団体が関与する場合、どのような条件が整っていることが必要となるのか、などを明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、以下の5つの方法で分析を進めた。

日本におけるオルタナティブな教育機関

の位置づけに関する政策動向の分析

オルタナティブな教育機関の提供するカリキュラムの比較分析

オルタナティブな教育機関を設置する地方自治体の不登校児童生徒支援のサポート体制分析

自治体の不登校対策における公私協働の成立条件の分析

米国におけるオルタナティブな教育実践の普及メカニズムに関する分析

上記のうち、¹⁾の作業では、義務教育段階における不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校として知られている、高尾山学園（八王子市）、洛風中学校・洛友中学校（京都市）、学科指導教室ASU（大和郡山市）、東京シューレ葛飾中学校（東京都葛飾区）、星槎中学校（横浜市）など（以下、「不登校特例校」とする）を主な事例として取り上げた。また、²⁾では、福岡市を事例として、組織間関係論の知見を用いて分析を行った。そして、³⁾では、オルタナティブな教育実践の開発の場として始まったスモールスクール運動に理論面で貢献した人物の一人とされる、リンダ・ダーリン＝ハモンドの業績について分析を行った。

4. 研究成果

上記の分析の結果、以下の5点を明らかにすることができた。

(1) オルタナティブな教育機関に関する日本の政策動向

日本では、90年代初頭に長期欠席者の定義が年間50日から30日へと改められたこと、フリースクール等の民間施設への出席日数が校長の裁量により学校の出席日数へと認められるようになったことなどの変化が生じていた。その後、スクールカウンセラーや「心の相談員」の配置、教育支援センターの拡大が進み、2000年代には同センターの事業の民間委託などが提言されるようになった。

こうした不登校児童生徒への直接的な支援に関する政策の変化の一方で、学校のカリキュラム開発に関する政策の変化も生じていた。すなわち、90年代を通じて「生活科」や「総合的な学習の時間」による各学校レベルでのカリキュラム開発の拡大、「研究開発学校制度」の改正（2000年）による学校ごとの自主的な研究課題の設定などの動きを受けて、構造改革特別区域法（2002年）のもとで教育課程特例校の設置が認められるようになっていた。

これら二つの流れを汲むかたちで、不登校児童生徒を対象とする教育課程の特例が認

められるようになった。現在、不登校特例校は特区制度から外れて（特区の全国化）、文部科学省の認定により設置が可能となっている。その設置にあたっては、基本的に不登校児童生徒に対する教育上適切な配慮のあることが教育課程上の基準となっており、通常の教育課程特例校に比べて大幅に弾力的なカリキュラム編成が可能になっていることが分かった。

(2) オルタナティブな教育機関の提供するカリキュラムの比較分析

オルタナティブな教育機関のカリキュラム分析の対象として取り上げたのは、不登校特例校のうち、特区制度の下で設置され、義務教育段階を対象としている高尾山学園、洛風中学校、学科指導教室ASU、「ぎふ・学びの部屋」、東京シューレ葛飾中学校、星槎中学校の6校である。分析の前提を揃えるため、いずれの教育機関についても、構造改革特区計画の段階で示されたものを資料として用い、各機関の授業時数ならびに教育内容の観点から分析を加えた。

分析の結果、「ぎふ・学びの部屋」および星槎中学校を除く4校では、標準授業時数から100～200時間ほど総授業時数を削減したうえで、不登校生徒の登校に配慮して始業時刻を遅らせ、1日あたり午前2時間、午後2～3時間の授業数になるように設定されていることが共通点として明らかとなった。なお、「ぎふ・学びの部屋」については、教育支援センターに性格が近く、授業時間は300時間ほど短くなっている一方、星槎中学校の場合は通常の学習活動や集団活動に適應できる者のみを対象としているため、標準授業時数よりも150時間以上多い時間設定が可能となっている。

教育内容の点では、星槎中学校を除いて、教科の学習時間を減らす一方、「総合」や道徳・特別活動などの時間を維持・拡充し、そこで体験活動や表現活動、コミュニケーション活動などを重点的に行おうとしていることが共通点として明らかとなった。

(3) オルタナティブな教育機関を設置する地方自治体の不登校児童生徒支援のサポート体制分析

本分析では、不登校特例校の教育内容をさらに詳しく分析するとともに、そうした特例校が、どのような制度環境のもとに置かれているのか、すなわち、所在する自治体の不登校対策のなかでどのような位置づけを持っているのかについて明らかにしようとした。分析の対象とした自治体は、八王子市（高尾山学園を設置）、京都市（洛風中学校・洛友中学校を設置）、そして大和郡山市（学科指導教室ASUを設置）である。

分析の結果、八王子市では、市内の不登校対策として、不登校の早期発見・対応を目的とした「個票システム」を導入し、これを利

用して各学校とカウンセラー等が連携していく体制が構築されていた。また、同市の高尾山学園は、市内に適應指導教室や相談学級もあるなかで、特に原籍校への復帰を希望しない不登校経験者を対象とする機関としての役割を果たしており、そのなかで体験活動や社会的スキルの獲得を重視するカリキュラムが実施されていた。特に、児童厚生員の配置による「プレイルーム」の設置は、同校の独自の取組として注目されるものであった。

次に、京都市では、洛風中学校と洛友中学校に加えて、3タイプの適應指導教室を設置し、そのいずれの施設に通うべきかを「不登校相談支援センター」が検討する体制を構築していた。この体制のなかで、洛風中学校・洛友中学校ともに体験活動重視のカリキュラムが実施されていたが、洛風の場合にはウイング制による異年齢集団の学び合い、洛友の場合には夜間部生徒との学び合いが、それぞれ独自の取組として意図的になされていた。

そして、大和郡山市では、不登校特例校である学科指導教室ASUに市全域の不登校対策の中心が置かれていた。すなわち、ASUのカウンセラーが「ASUカウンセリングステーション」として、市内の不登校傾向にある児童生徒やその担当教員の相談窓口となる一方、ASU内部ではTTで授業を担当することで専門的知見を生かした授業実践も行われていた。これに加えて、ASUでは適應指導教室的な「居場所」としての機能から、体験活動を重視するカリキュラムまで幅広く提供し、その中で多様な職員・ボランティアを配置することで個別の事情に対応していく体制をとっていた。高校入試にかかる調査書等の作成も県教委により認められていた点も大きな特徴であった。

最後に、3つの事例を比較し、不登校特例校を設置する自治体では、特例校以外にも多様な機関や機能を準備し、総体として不登校児童生徒に対する支援の「網の目」を形成していることを明らかにした。

(4) 自治体の不登校対策における公私協働の成立条件の分析

本分析は、福岡市教育委員会の不登校対策と、そこでのフリースクール等民間団体との協働が果たしている役割・機能、さらにはその形成過程について検討することで、多様な主体が参加する状況での効果的なネットワークのあり方とそのマネジメントに対する示唆を得ることを目的とした。具体的には、以下の2点を作業課題として分析を行った。

福岡市における不登校児童生徒および保護者への支援において、どのようなネットワークが形成されているのか。

どのようなプロセスで公私協働が実現し

たか。その形成・維持に寄与した要因は何か。

分析の結果、まず については、福岡市では不登校児童生徒を持つ保護者への支援を目的として、教育委員会生涯学習課と民間団体等で構成する「不登校よりせいネット」が形成されていること、これが同市の協働事業提案制度を用いて民間側の提案で構築されたことなどを明らかにした。

次に については、「不登校よりせいネット」の実行委員長を務めているC氏が、その形成・維持にとってキーマンとなっていることを様々な点から明らかにした。すなわち、a) C氏は自らの保護者としての不登校経験をもとに不登校に悩む保護者への支援を行ってきた人物であり、b) その実績から市教委の生涯学習課の事業で講師を務めたり、審議会委員などを務めてきたこと、そして、c) このC氏が民間側の代表者となり、行政側との接点となることで、「不登校よりせいネット」が維持・形成されていることを明らかにした。

最後に、本分析では、こうしたC氏の存在を、組織間関係論における「境界連結者」の観点から捉え直し、C氏が情報プロセッシング機能(他の組織や環境からの情報を収集し解釈し、組織内に伝達する機能)や、組織間調整機能(複数の組織を連結し調整する機能)象徴的機能(組織の外部に向けての「顔」を形成し、インプレッション・マネジメントを行う機能)などを果たしている点で、明確に「境界連結者」としての機能を果たしていることを明らかにした。

(5) 米国におけるオルタナティブな教育実践の普及メカニズムに関する分析

本分析では、米国のオルタナティブな教育実践の普及・拡大のきっかけとなったスモールスクール運動において、特に教育評価論の部分で理論的根拠を与えた人物の一人であるリンダ・ダーリン＝ハモンドについて、その業績を分析し、新しい教育実践の普及に求められる条件について考察した。

分析の結果、彼女は、90年代ニューヨーク市のスモールスクール改革において実践された「真性の評価」の実践を全米に広く知らせる役割を果たしたこと、2000年代にスタンフォード大学異動後も、カリフォルニア州オークランドのスモールスクール改革にも関与し、この運動のオリジナルな側面を維持・継承する努力を行っていることを明らかにした。

そして、近年では、このような新たな教育実践に持続性を与えるために新任教員のパフォーマンス基準や、優秀教員への資格付与、教員養成機関への認証評価といったことが必要になることを提唱していることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

後藤 武俊、地方自治体における不登校児童生徒へのサポート体制の現状と課題 不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校を擁する自治体を中心に、東北大学大学院教育学研究科研究年報、査読無、第64集第2号、2016年、編集中。

http://www.sed.tohoku.ac.jp/library/nenpo/contents/index_all.html

後藤 武俊、オルタナティブな教育機関に関する政策動向とカリキュラム開発の現状 - 不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校に注目して -、琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要：生涯学習フォーラム、査読有、第8号、2014年、41 - 51頁。

<http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/30619>

〔学会発表〕(計1件)

後藤 武俊、不登校支援体制における行政とNPOの協働 - 福岡市「不登校よりせいネット」事業を中心に -、日本教育制度学会第23回大会(於：奈良教育大学)、2015年11月7日。

〔図書〕(計1件)

後藤 武俊、教師教育、さくら社、2015年、164 - 169頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

後藤 武俊 (GOTO, Taketoshi)

東北大学・大学院教育学研究科・准教授
研究者番号：50451498